

広報誌

和

第81号

2018.3



公益社団法人 神奈川県柔道整復師会

目 次

巻 頭 言	会 長 牧 野 吉 一	・ ・
理事だより		
憐憫と嘲弄の相関関係	副会長 齋 藤 武 久	・ ・
理事拝命、2期目を迎えて	総務統括部長 曾 我 昌 企	・ ・
平成30年度を迎えるにあたり	経理部長 村 山 正	・ ・
連載企画		
期間の定めのある雇用契約において注意すべきこと		
	顧問弁護士 加 藤 興 平	・ ・
県だより		
保険集団指導講習会開催結果について	保 険 部	・ ・
平成29年度「新入会員学術講習会」及び		
「一般市民に対する学術講習会（生涯学習講習会）」	学 術 部	・ ・
神奈川県公共型未病センター健康支援プログラムへの参加報告		
	総 務 部	・ ・
第40回関東学術大会千葉大会	学 術 部	・ ・
支部だより		
川崎市支部連合会学術講習会	川崎北支部 車 耕 一	・ ・
横浜北支部意見情報交換会	横浜北支部 隆 淳 一	・ ・
旭区民まつり・栄区民まつり	横浜中支部 石 井 健太郎	・ ・
横浜南支部冬期連絡会	横浜南支部 新 堀 卓 哉	・ ・
第20回湘南こども柔道元気大会	湘南支部 室 田 次 朗	・ ・
秦野市総合防災訓練参加報告	平塚支部 大久保 吉 純	・ ・
スポーツ健康相談	大和支部 永 田 浩 将	・ ・
会員投稿		
「何気に卑屈な面々と何かに怯える臆病な面々を笑い飛ばした」		
	川崎南支部 齋 藤 武 久	・ ・
神奈川県柔道整復師会に入会して思うこと		
	相模支部 成 澤 充 邦	・ ・
相模支部に入会して	相模支部 斉 藤 徹 也	・ ・
介護サービス	小田原支部 山 本 裕 太	・ ・
講習会		
新入会員及び一般市民に対する生涯学習講習会のレポート		
	横浜南支部 市 村 康 平	・ ・
「繊細かつ無駄のない手技」	大和支部 山 田 大 樹	・ ・
平成29年度新入会員生涯学習講習会	相模支部 斉 藤 徹 也	・ ・
びんぼうゆすり整復法の講義を受けて	相模支部 鈴 木 悠 介	・ ・
川 柳	平塚支部 石 川 照 夫	・ ・
編集後記		



巻 頭 言

会 長 牧 野 吉 一

今般、管理柔道整復師制度の根本的な見直し、各審査委員会の権限強化等については、安定かつ適正な業界の構築により、さらなる業界と国民、県民、市民の信頼関係を確固たるものにするための、施策の展開と理解しております。

思うに、国民、市民の信頼関係が破綻することがないように、公益社団法人の経営基盤の強化は必要不可欠であり、そのための本会の進むべき方向は、如何に困難な問題であろうと、必要以上に過度に吝嗇となる方向性は、職域団体としてのみならず学術団体として公益認定を受けている団体としての根幹を揺さぶる予見可能性は否定できず、安易に必要な事業経費等をも縮減することは避けるべきと存じます。

そこで、前陳したように、安定した公益事業のための経営基盤強化を進めるためには、「会費」のみで本会運営を今後も行っていくことは、甚だ困難なであることは次の様々な状況を鑑みれば、明白は事実であります。

（１）本県では公社会員と公社会員以外の柔整師の比率の進捗状況は2.5：7.5であり、新入会者獲得の困難状況による結果としての会費総額の減少。

（２）公社会員の高齢化と、それと平行に高齢者会員の後継者難により、廃業する退会会員の増加による結果としての会費総額の減少。

以上の事実を踏まえて、現在、理事会においては平成31年度開始にあわせて具体的な方針を会員に明示するための検討を行っています。

私個人としては、本会の機構改革及び抜本的な収益事業の存立を中心に、将来に亘る長いスパンが可能は本会独自の安定した会運営を最優先課題として検討しています。

私自身、悵鬱な状況下であるからといって、頑迷固陋に陥ることや不徳義ではあってはならないと考えています。今現在の困難状況を打破するときこそ、「自他共栄」「精力善用」の日本伝講道館柔道の根源をよりどころに、会運営のために努力していきます。本年度の会員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上



憐憫と嘲弄の相関関係

副会長 齋藤 武久

いよいよ、東京五輪開催まで残すところ約2年となりました。ボランティアの応募が約11万人であると昨日の新聞は報じています。今後、余程の事件や事故、天変地異がなければ無事開催されると思われます。

1900年東洋初の国際オリンピック委員会委員に嘉納師範が就任し、1940年カイロで開催された国際オリンピック委員会で、東京五輪開催が正式に承認された。しかしながら東京でのオリンピック開催の誘致に尽力された嘉納師範が、帰路の氷川丸の船内で逝去された。嘉納師範は、22歳の若さで学習院教頭に就任、講道館を創設したことは、ご承知のことと存じます。

去年は、嘉納師範と縁の深い夏目漱石生誕150年でマスコミで様々なイベント等が報じられた。

夏目漱石著書「私の個人主義」で嘉納師範とのいきさつが書かれている、当時、高等師範校長であった嘉納師範が夏目漱石を教員として迎える件は、さすがに明治維新後の日本を牽引した二人の度量の大きさ、識見の広さを伺うことができる。

会員各位にも是非、機会があれば一度お読み頂きたいと思います。

さて、理事会においては、東京五輪開催に只々、欣喜雀躍するのみでは会員各位から嘲弄されることは必至であり、東京五輪開催後に予測されるAIの急速は進展等が我が業界に与える事象について検討することが期待されていると考えています。

そのためにも、基礎となる基礎医学は勿論、柔道整復・接骨医学の日々の研鑽は理事会メンバーが率先して行うのは当然であり、本会会務の処理の多忙のみを弁疏とすることは、理事会としての責任放棄と考えます。

現在の理事会メンバー全員、憐憫を受けることを否とする進取の気風が高いことは、云うまでもなく、柔整師としての矜持を掲げて会運営に邁進しております。これからの時代、ますますトップダウンよりも会員各位からのボトムアップ、第三者の観点からの様々な助言を基に公益社団法人の運営に努めてまいります。今年度もよろしくお願い申し上げます。

私としては、我が道場では創設以来、嘉納師範直筆の「文武不岐」書を掲げていることの重さを再認識し、会運営について徒に憐憫と嘲弄を受けないように、会運営のために刻苦勉励してまいります。



理事拝命、2期目を迎えて

総務統括部長 曾 我 昌 企

平成29年5月28日の通常総会において、会員の皆様に再度、業務執行理事を承認頂きました。誠にありがとうございます。会の運営において誠心誠意取り組んでいく所存です。

会員の皆様からのご意見、ご要望、ご指摘がございましたら真摯に受けとめ、実行力を持って取り組んでいきたいと思っていますので、これからもご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

牧野会長を筆頭に新任の理事3名を含め、久々の理事9人体制で臨んだ今季です。総務部として、会の運営をしっかり縁の下からおこなっていききたいと思います。

総会の際にご報告いたしましたが、平成28年4月時の正会員数674名 準会員数99名 合計773名が平成29年3月時には正会員数662名 準会員数93名 合計755名の18名減でした。平成30年1月11日現在、会員は正会員655名 準会員86名 合計741名、現時点で14名の会員が退会されました。

退会された会員の皆さんの理由はさまざまですが、今年度はもう一步踏み込んで退会理由をお聞きし、会の運営に役立つ情報を収集していきたいと思っています。

会員の減少に伴った会費収入の減少も著明です。会員数が減った原因によるもの以外に請求金額自体の減少が原因と思われます。

H.23	¥129,915,984
H.23	¥127,035,457
H.25	¥116,525,470
H.26	¥121,320,636
H.27	¥114,563,166
H.28	¥105,909,435
減少額	¥24,006,549

会費収入は、平成14年から20年まで平均1億5千万円強の収入がありました。一番多いときには約1億7千万円もありました。ところが、その後減少傾向が続き平成23年から昨年の決算までの減収額は2千4百万円にも上ります。また平成27年からは年間約800万円から700万円の減収が続き、今年度の決算も約800万円の減収が予想されています。更に、来年度予算では定率会費の減少から約600万円の減収が予想されます。今の状況に底が見えないのが実情です。理事会として、ここ数年経費の削減を行ってまいりました。2年前には新しい収益事業の道を探し続けましたが、実現には諸事情により至りませんでした。

理事会ではさらなる経費削減のため、外注していた会報を本会で印刷するようにし大幅な経費削減を行いました。また、次年度では、事業の再編を行い、大幅な人件費の削減を実施いたします。更に次期役員改選では役員の定数削減を牧野会長はじめ理事会全員一致で推し進めているところです。またそれだけではなく、各支部活動費においても昨年度よりも減額をお願いしたところです。各支部の支部長・経理部長殿には大変お手数をおかけしていますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

現執行部にて現状を打開する案をとりまとめ、会員の皆様に説明できる日が早く来るよう頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。



平成30年度を迎えるにあたり

経理部長 村山 正

昨年度は、公益社団法人として初めての内閣府立入検査を平成29年11月10日（金）に受け経理部として平成26年・27年・28年度の3年間の会計を精査し内閣府担当官からの質疑に対する対応を会長筆頭に代表理事・実行理次全員にて協議しました。都道府県を所管としていないこともあり情報量（柔道整復関係）が少なく内閣府において出されている資料により内閣府立会の目的、また会計処理に対する質疑等も参考に本会資料を作成し立会検査の質疑準備を行ってきました。

立会検査の結果は、追加の報告事項や大きな指摘事項もなく公益事業に対しても十分理解していただいたと考えます。会計に関しては、専門の公益法人会計システムの導入を推奨され今後新たに契約した会計事務所の担当者に指摘されていました。平成30年より公益法人会計システムを導入し会計処理を円滑に行っていけば次回の内閣府立入検査は、会計処理に関しては安心できると考えます。

しかしながら、システム上は安心できますが会の運営に関しましては会員の減少そして定率会費の減少が進んでいる状況です。経常収益に関しては、27年を境に毎年4百万円（補助金を除外）の減収であることは、会員の皆様もご理解いただいているところです。本部事業の削減を理事会にて遂行していますが、底が見えない状況下です。

本部公益事業を削減することは公益財団社団法人として会の運営に支障をきたすことであることもご理解していただき、各会員の皆様のご理解をしていただき公益事業以外の部分を削減し会の運営を遂行していかなければならないと考えています。

本年度も、経理部長とし皆様に費用等に対しお願いを申し上げることもあると思いますがご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



顧問弁護士相談室

「期間の定めのある雇用契約において
注意すべきこと」

銀河総合法律事務所

弁護士 加藤 興 平

I 今回は、岐阜地方裁判所平成 25 年 2 月 14 日判決について、できるだけ分かりやすく説明致します。Y 会社に雇用されていた女性 X が不当に解雇されたとして、雇用契約上の地位の確認、未払賃金等の支払を求めた事案です。
分かりやすくするために、事案等を、適宜、要約、省略しています。

II 裁判所の認定した事実について

(1) X は、昭和 63 年生まれの女性です。平成 16 年から同 20 年 5 月までの間は普通の会社でアルバイトをしていました。平成 20 年 8 月下旬頃から 11 月上旬頃までの間、X は、風俗店に勤務していたことがありました。

(2) 平成 20 年 11 月、X は、Y 会社との間で、雇用契約を締結し、Y 会社の接客スタッフとして就労を開始しました。X は、以下の旨が記載されたアルバイト労働条件通知書（初回）」と題する書面に署名押印をしました。

① 雇用期間 期間の定めあり 平成 20 年 11 月 21 日より 2 か月間

② 契約更新の有無 更新する場合があります。契約の更新は、X のやる気・勤務態度により判断する

(3) X は、本件雇用契約を締結するに際し、Y 会社に対し、履歴書及び X の署名押印をした「誓約書」と題する書面を提出しました。履歴書には、X が風俗店に勤務していた職歴は記載されていませんでした。誓約書には、「会社の名誉及び信用を傷つける行為を致しません。」という旨が記載されていました。

(4) Y 会社の就業規則第 36 条には「従業員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇に処する。⑫にせの経歴を作り、その他不正なる方法を用いて雇入れられた時。」との規定が存在します。

(5) 本件雇用契約の更新等

① 1 回目の更新

X 及び Y 会社は、平成 21 年 1 月 21 日、次の内容で、本件雇用契約を更新し、X は接客スタッフとして就労を開始しました。当該更新に関する書面として、以下の旨の記載がされた「アルバイト労働条件通知書（更新）」と題する書面が作成され、X はこれに署名押印をしました。

i 雇用期間 期間の定めあり 平成 21 年 1 月 21 日より 2 か月間

ii 契約更新の有無 自動的に更新 契約の更新は、X の能力、やる気、勤務態度及び会社の経営状況のいずれかにより判断する

② 2 回目の更新

平成 21 年 3 月 21 日、本件雇用契約は更新されました。この際、更新契約書の作成をするなどの更新手続はなされていませんでした。

(6) 解雇に至る経緯

① 平成 21 年 4 月、Y 会社の従業員は、ある風俗店のホームページに勤務者として X の顔写真が掲載されていることを発見しました。Y 会社は、X の履歴書等に風俗店勤務に関する記載がなかったことから、X を呼び出し、風俗店勤務の職歴について事実確認をしました。X は、風俗店で勤務していたことを認めました。

② Y 会社は、X に対し、雇入れ時の虚偽の申請による入社及び虚偽の言動による信用の逸脱・店舗のイメージを損なう行為があり、就業規則及び誓約書に基づいて、予告解雇として X を 1 か月後の平成 21 年 5 月をもって解雇する旨の意思表示をしました。

③ その後、X は、平成 21 年 5 月まで、引き続き同じ勤務地で就労し、同日付で解雇となり、以後は Y 会社において就労していません。

④ 平成 21 年 5 月、Y 会社は、X に対し、解雇理由証明書を交付しました。解雇理由証明書には、就業規則第 36 条⑫に該当すること及び誓約書に違反することなどが理由として記載されていました。

Ⅲ 裁判所の判断

(1) 解雇権の濫用について

裁判所は、X が風俗店に勤務していたことを履歴書に記載して Y 会社に提出しなかったことは、「にせの経歴を作り、その他不正なる方法を用いて雇入れられた時」（就業規則第 36 条⑫）という懲戒解雇事由に該当すると判示しました。

しかしながら、X が風俗店で働いていた期間は約 2 か月半という比較的短い期間であった。本件通告後約 1 か月にわたり、Y は X を接客スタッフとして就労継続させており、企業秩序に対する影響を危惧して客との接点のない職務に配置転換するなどの措置も執っていなかった。X の立場は期間の定めのある契約によるアルバイト従業員に過ぎなかった。Y の企業秩序が具体的に侵害されたことがあったとしても、程度としては軽微であった。X の勤務態度等について特段問題があったとも認められない。これらを総合すると、懲戒解雇は重きに失しているといえ、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとは認められないとして、懲戒解雇は解雇権の濫用に当たり、無効であると判示しました。

(2) 2 回目の更新後の雇用契約は、期間の定めがあるか否かについて

Y においては、期間の定めのある契約を締結した労働者が現実として相当数存在し、Y が採用する雇用形態として期間の定めのある契約は当然のものとして定着していた。その旨、従業員らも全員認識していた。X を含むアルバイト従業員らは、雇用期間は 2 か月と記載された「アルバイト労働条件通知書（初回）」と題する書面に基づき雇用契約を締結し、雇用期間が 2 か月であることを当初から明確に認識していた。1 回目の更新については「アルバイト労働条件通知書（更新）」と題する書面により履践されていたものといえること、2 回目の更新については、書面による更新手続がなされたとは認められないものの、そうであっても「アルバイト労働条件通知書（更新）」と題する書面に記載された契約条項によって行われたものと認められる。したがって、更新後の雇用契約の期間の定めの有無は、当事者の合理的意思表示の問題であると解するのが相当である。本件において、雇用契約の締結後、本件通告までの期間は約 6 か

月に過ぎない。その間の更新回数は2回のみである。うち1回は契約期間を明示した「アルバイト労働条件通知書（更新）」と題する書面による更新手続がなされており、雇用契約の期間が2か月である旨の記載に続く形で契約更新の記載がされている。これらの事情からすると、当事者の合理的意思としては、雇用契約の2回目の更新後の雇用期間は、従前の内容と同様に2か月であったと解するのが相当である。

(3) 本件通告は、更新拒絶の意思表示も含むといえるか否かについて

就業規則によると、懲戒解雇の場合には解雇予告をしないで解雇するとされているものの、本件通告は30日前に解雇予告がされている点で就業規則の規定とは相違しており、Yの意思としては懲戒解雇に厳密に固執していたとはいえず、その主眼はXとの雇用契約の終了にあったものと解することができる。Yは、雇用契約が期間満了となる平成21年5月20日に近接した時期において、Xからの雇用の依頼に対してYがXを雇用することはできない旨述べており、Yにおいて、Xとの雇用関係を終了させようとする態度はそれ以降本件訴訟に至るまで一貫している。そして、懲戒解雇が無効となった場合には雇用関係の消滅の効果を欲しなかったと解されるような事情も特段存在しない。2回目の更新後の雇用期間の満了日は平成21年5月20日であり、本件通告によって予定された解雇日はその4日前である同月16日であって、かつ、本件において、Yは、職歴の真実性についてXに事実確認を行い、その確認が取れた上で解雇事由として正しく職歴を履歴書に記載しなかったことである旨を伝え、一定の手続を経た上で懲戒解雇事由に該当するとしてXとの雇用関係を終了させる旨を伝えている。これらによれば、Xにおいては、Yがこれ以上Xとの雇用関係を継続していく意思がないことを当然に認識し、仮に本件通告によって示された同月16日にYとの雇用関係が終了しなかったとしても、期間満了となる同月20日にはYとの雇用関係が終了することについて認識があったものと考えられる。以上のような具体的事情のある本件においては、本件通告は、懲戒解雇に固執して確定的にその効力を生じさせようとするものではなく、雇用関係を終了させる更新拒絶の意思表示を当然に内包していたものと解するのが相当である。

(4) 結論

裁判所は、懲戒解雇は無効であるが、雇用契約の更新拒絶を認め、雇用契約は期間満了により終了したと判示しました。

IV まとめ

期間の定めのある雇用契約を更新するのであれば、面倒であっても、必ず、労働条件を明示した契約書を作成することが重要です。そして、事案にもよりますが、解雇権の濫用法理などが存することから、裁判で解雇が認められない可能性がどの程度あるかを考慮し、主位的に懲戒解雇、予備的に期間満了による雇用契約の終了などという形で、明確に書面による意思表示をすることも重要です。労働問題は、重大な問題に発展することもあります。少しでも不安に感じたら、弁護士や社会保険労務士などの専門家に早めに相談するのがよいでしょう。

以上

保険集団指導講習会開催結果について

保 険 部

1. 開催日時 平成30年2月4日（日）午前10時～午前10時50分
2. 開催場所 公益社団法人神奈川県柔道整復師会会館 大会議室
3. 聴講者 109名（会員、一般なし）
4. 講習内容 （1）部外講師後援

演 題	最近の暴力団情勢等について
講師氏名	神奈川県警察暴力団対策課 警部補 頓所 巧（とんしょ たくみ）
要 旨	○ 暴力団のスポーツ界への浸透 ○ 暴力団取り締まり法令 ○ 暴力団の現勢と資金獲得活動 ○ 暴力団排除事例紹介 等

（2）部内講師

演 題	療養費制度の一部改正について
講師氏名	保険部長 荻谷 満郎
要 旨	平成29年9月4日付『「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について』厚生労働省保険局長通知の主な改正点をパワーポイントを使って解説した。



平成29年度「新入会員学術講習会」及び「一般市民に対する学術講習会（生涯学習講習会）」

学 術 部

表記の講習会が平成30年2月10日（土）同日に開催されました。

「新入会員学術講習会」

本会会員でもあり神奈川県柔道整復師協同組合副理事長・公益社団法人日本医学協会理事でもある、本会大和支部の内藤晴義会員による、「脱臼のびんぼうゆすり整復法～教科書にない実際の整復法」と題しパワーポイントと実技を合わせて講演をいただきました。

本整復法は「痛みを伴わない」整復を主眼として考案された整復法であり、筋肉を弛緩させるためには、まず、患者を安心させ、そしてリラックスさせつつ、患者自身が整復される方向に自らを導くという、大変、興味深い整復手技に参加した会員たちは熱心に習得しようとする姿が印象的でした。

しかしながら、新入会員に対しては事前通知していたにも関わらず、参加者が少数でありました。このことについては、今後、学術部及び本会理事会において、周知の方法の見直し等の検討が必要不可欠と考えています。

「一般市民に対する学術講習会（生涯学習講習会）」

メンタルクリニックエルデ 院長 坂本 誠先生による「認知症について」の講演が行われた。

坂本先生のホームページには「患者様の背景を知ったうえで病気のストーリーを理解し、正しい診断と説明をし、治療の枠組みを立て治療を進める。（抜粋）」とあるように、日々、臨床の現場で、患者さんと直接向き合う立場にいる先生の真摯な医療に対する、熱意と卓越した見識、知識、そして抱負な経験に裏打ちされた講演でありました。

特に、認知症について、簡明直截に症例、図説での講義は、熱心に傾聴する会員も多く見られました。

最後に、同日開催方法、開催案内の周知方法等について、次年度開催に向け学術部として最善、最良の方法を調査、検討を行っていきますので、会員各位のご協力をお願い致します。



内藤晴義会員



坂本 誠医師

神奈川県公共型未病センター健康支援プログラムへの参加報告

総 務 部

「未病」とは、健康寿命を伸ばして、高齢になっても誰もが健康に暮らし、長生きして誰もが幸せだという社会を実現する事を目標とする神奈川県が取り組む活動であります。神奈川県が発表した「未病を治すかながわ宣言（平成２６年１月８日）」に本会も賛同して「未病サポーター養成研修」を平成２８年５月２２日（日）に本会会館にて開催し、会員１３６名が参加して神奈川県の高齢化問題と未病を改善する事について学びました。

神奈川県は、「未病を治すかながわ宣言」に基づき、高齢者等を中心に、健康寿命の延伸を図る取組みを進めてきましたが、平成２７年１０月に「未病サミット神奈川宣言」が採択され、その実現に向け、全ての世代の方々が未病を自分のこととして考え、行動していけるよう、新たなステージの取組みを展開しており、本会としては、平成２８年７月８日、柔道整復師の知識と技術を国民皆様の健康増進に寄与できるよう、神奈川県が展開する「かながわ未病改善協力制度」に登録を致しました。

今回は、この「かながわ未病改善協力制度」に基づき、平成２９年１２月１日、愛川町民生部高齢介護課からの依頼を受けて「神奈川県公共型未病センター健康支援プログラム」の一環として、地域住民の方々を対象に「足の健康と健康体操」と題して「腰痛・転倒防止プログラム」を行う為、相模支部の八木雅之支部長、肥田茂治会員と共に、本会より３名で愛川町にある春日台会館に伺いました。

参加された４０名の皆様の足底分圧を測定して、ご自身のバランス能力を把握していただき、衰えたバランス能力の改善や腰痛・転倒予防に必要なエクササイズとストレッチを紹介いたしました。講習会に参加した町民の皆様は、終始真剣な表情と笑顔を浮かべ、八木支部長と肥田会員の講演に耳を傾けながら、エクササイズとストレッチの実技を行いました。

今後とも、神奈川県民の健康と医療の一端を担う本会として、神奈川県をはじめ、多くの自治体が行う「未病を治すかながわ宣言」に賛同協力して、多くの国民の健康寿命が延伸して、誰もが笑顔で過ごせる社会作りに協力していきたいと思えます。



梅本総務部長



肥田茂治会員

第40回関東学術大会千葉大会

学 術 部



平成30年3月10日（土）、3月11日（日）の二日間にわたり、標記学術大会の開会式、特別講演、会員研究発表が東京ベイ幕張ホールにおいて開催されました。

開会式では、森田健作 千葉県知事をはじめ多くの来賓から、本大会開催に対する意義深い祝辞が有りました。

午前の部では、特別講演 岡部クリニック院長 岡部 正医師により「長寿ホルモンとナイスエイジング」の演題で行われ、100才時代に突入する現実についての講演に、参加会員たちの熱心に傾聴する姿が印象的でありました。

引き続き、（公社）日本柔道整復師会 工藤鉄男会長「現執行部の行動と創造」副題「時代の潮流における潮目を読んで」、同保険部 藤田正一会員より「2017・柔道整復師と介護保険について」の講演が行われました。



特別講師 岡部 正 医師



工藤鉄男 日整会長

午後の部では、会員による研究発表が行われました。

茨城県 福田紘一会員 「肩鎖関節脱臼に対するACバンド固定法とその荷重」

神奈川県 高橋廣成会員、渡辺英一会員、池田滋会員、小川武志会員

「YAWARAポールウォーキング」

群馬県 秋谷大輔会員 「股関節と胸郭の関係性」

埼玉県 原田禎久会員 「症例報告『第5中手骨基底部分折』《固定法の考察》」

栃木県 疋田拓也会員 「肩関節前方脱臼の整復法」

山梨県 初鹿宏明会員 「下腿三頭筋の外傷と足趾の関連性」

千葉県 吉岡 悟会員 「関節弛緩性を持つ小児に対する肘内障の整復法」

以上7演題の発表、報告がなされました。各発表とも、柔整師の今後の現状を示すように、骨折、脱臼の施術方法は勿論、痛みの原因の探究による施術方法等、幅広い研究の成果がみられ、今後の本学術大会の方向性を検討するための一助となることを予見されうる成果が有ったものと思います。

来院される患者さんは、来院の必要のない人と比較するまでもなく、様々な原因による受傷等により、一時的な社会的弱者であり、その患者さんに対して施術行為を行う、我々、柔道整復師の社会的責任は当然重く、できうる限りの研鑽が必要であることを改めて認識される学術大会であったことを、ご報告いたします。



川崎市支部連合会学術講習会

川崎北支部 車 耕 一

平成29年12月9日（土）、島脳神経外科整形外科医院の院長島浩史先生を講師にお迎えし学術講習会が、武蔵小杉ホテル精養軒にて開催されました。

講習会は「脊椎疾患に紛れる！知っておかなければいけない疾患」というタイトルでご講演いただきました。

内容としまして、

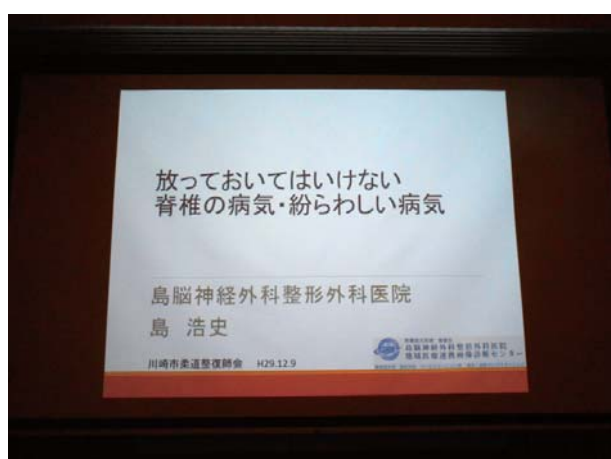
1. 腰椎椎間板ヘルニア、要注意の兆候
2. 腰部脊柱管狭窄症と閉塞性動脈硬化
3. 腰痛と要注意の兆候
4. 頸椎症と見逃せない病気
5. 顕微鏡下脊椎手術

についてです。

これらは、我々柔道整復師が日頃から遭遇しやすい症例です。また、鑑別診断において留意すべきものです。島先生は、ひとつひとつ丁寧に分かりやすくご説明下さり、またユーモアを交えながら整形外科的な所見からご講演頂きました。最後に、質疑応答も行われ大変勉強になる有意義な時間となりました。

講習会後には、島先生を囲んで懇親会が開催されました。

島先生におかれましては、当支部連合会に多大なるご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。



横浜北支部意見情報交換会

横浜北支部 隆 淳 一



平成29年11月29日（水）午後8時より新横浜グレイスホテル7階に於いて支部顧問医〔あしほ総合クリニック〕院長 田中正顕先生に御出席いただき支部会員23名が出席し、込宮徳久副支部長司会にて二宮嘉信支部長の挨拶により横浜北支部意見情報交換会が行われました。

冒頭 田中正顕先生より大変為になる貴重なお話を頂きとても勉強になりました。

4月以来の支部会という事もあり半年ぶりに顔を合わせる先生方とのコミュニケーションや日常業務における疑問や問題点等を経験豊富な諸先輩先生方にたくさん教えて頂いたりと時がたつのも忘れ大変有意義な時間を過ごす事ができました。

そして今後も益々の支部および会員の繁栄を願いつつ無事終了する事ができました。



旭区民まつり・栄区民まつり

横浜中支部 石 井 健太郎

平成29年10月15日（日）旭区区民まつり・平成29年11月11日（日）栄区区民まつりが開催されました。

横浜中支部では、公益事業の一環として昨年度から旭区区民まつり・栄区区民まつりに出展し、参加をしております。「一般の方に我々柔道整復師とは何か?」「接骨院・整骨院とはどんなところなのか?」を正しく知っていただくことを主目的とし、リーフレットの配布や設営テント内で一人ひとりの体組織計による計測とその分析を行いました。具体的には、体成分分析（体水分量・タンパク質量・ミネラル量・体脂肪量）・筋肉・脂肪・肥満指標・部位別筋肉量・部位別体脂肪量を計測し、その計測結果をもとに想定される怪我、転倒を分析し、予防策を解説するというものです。

両区共、多数の方にご来場をいただき、栄区においては100人を超える来場者となりました。来場者一人ひとりに応じた柔道整復師による解説が非常に好評で、整体などの無資格業者とは違うと一定の理解は得られたかと実感しております。また、市民の皆様に接骨院・整骨院のかかり方という部分をご理解いただけたように感じます。

この活動を通してあらためて市民区民の方の健康への関心度、意識の高さを再確認し、健康増進に寄与できる事業を行いながら正しい接骨院・整骨院の啓蒙活動が行えることは大変有意義なもので、今後も継続して実施すべき事業であると思います。



横浜南支部冬期連絡会

横浜南支部 新 堀 卓 哉

平成29年12月2日(土)に横浜中華街「萬珍楼」にて冬期忘年会を兼ねた、連絡会が行われ、来賓には、支部顧問医、浜田洋志先生がお見えになりました。

日頃、月一度の支部連絡会は開催されてはおりますが、浜田先生と私たち柔道整復師、会員同士が率直に意見を交換する機会は少なく、忘年会では、いろいろな情報交換をしたり、新入会員の方々も浜田先生と触れ合い、大変有意義に過ごす事が出来ました。

また、南支部顧問をして頂いている先生には日頃大変お世話になっています。

これからも色々のご相談に乗っていただきたく、支部長を始め、支部会員一同、本年の協力に感謝致しました。



浜田洋志医師

本年度も横浜マラソンや2020年におきましては東京五輪も控えており、ボランティアとして、柔道整復師の役割における活躍の場を広げ、貢献していきたいと思えます。



第20回湘南こども柔道元気大会

湘南支部 室田 次 朗



湘南支部柔道部会が主催する「第20回湘南こども柔道元気大会」が12月23日、寒川総合体育館武道場で開かれた。熱戦の連続に冬休み初日の武道場は、こどもたちの気合いあふれる声が響いた。

この大会は、藤沢・鎌倉・茅ヶ崎・寒川地区の柔道整復師により指導を受けている門下生の試合。出場道場は石井道場（石井接骨院）、小川道場（小川接骨院）、湘南宮本塾（湘南台接骨院）、遠藤道場（小和田接骨院）、武徳館大館道場（由比ヶ浜整骨院）、湘南マスタース柔道クラブ（高橋接骨院）、室田道場（室田接骨院）の7道場。

今回は20回の記念大会ということもあり、中国から一本道柔道館（四川省）、モンゴル国からモンゴル柔道アカデミーも参加するなど国際色が豊かに。さらには近隣の嶺心会、加藤道場、寒川柔友会も招待され、試合会場は賑やかなものとなった。

開会式では木村俊雄町長、星野剛士衆議院議員、山本哲県議会議員らが祝辞を述べ、室田道場の小助川元喜君と井上湮昇君が投の形を披露した。



室田道場の小助川君（左）と井上君

試合は、小学5～6年生、監督推薦の選抜選手を当日、紅白に分けて行う紅白戦と、トーナメント方式による学年別の個人戦によって行い、上位入賞者が表彰された。



秦野市総合防災区訓練参加報告

平塚支部 大久保 吉 純

平成29年9月3日、秦野市弦巻小学校にて総合防災訓練が行われ、今年も災害時の応急処置の指導として患部固定の実演の為に神奈川県柔道整復師会平塚支部から7名が参加いたしました。



代表者の挨拶の後に、柔道整復師の業務を紹介した上で、参加者に患者役をお願いしてクラーメル副子による前腕の固定実演を行うのと並行して雑誌、スーパーの袋、靴べら、バンダナなどありあわせのものを使用した固定実演も行い、緊急時の応急固定と正規の固定を見比べていただきました。



会場には多くの人が集まり、熱心に話を聞いてくださりました。中には紹介した方法と別の手法をあげて違いを確認してきた人も居ました。それだけ防災に関心が高い人が多いということでしょう。今回はつつがなく対応できましたが、日常の業務の枠を超える事ですからこちらにも勉強をしていないと対応しきれないことも考えられます。柔道整復師のイメージにも関わりますので気を引き締めて事に当たる必要があります。

近年の災害といえば２０１１年の東日本大震災、２０１６年の熊本地震と地震の印象が強いですが、毎年多かれ少なかれ台風の被害もあります。２０１７年も九州北部豪雨で多くの被害が出ました。自然災害の多い我が国にとって防災は大きな課題です。災害のない年などはなく、身近な問題なのです。神奈川県柔道整復師会として関わる機会は少ないかもしれませんが、柔道整復師の業界全体で見れば毎年どこかで災害と関わる機会があるわけです。地域貢献によって柔道整復師のアピールをするという我々の都合のみの問題ではありません。我々にできることを会全体で考えていく必要があるのではないのでしょうか。個人個人の会員で対応を考えるのは限界がありますから。



スポーツ健康相談

大和支部 永 田 浩 將

平成30年1月14日（日）、大和なでしこスタジアムにて『第60回大和市駅伝競走大会』が開催されました。大会は「地区対抗の部」「一般A」「一般B」「中学生の部」「ちびっ子の部」の5部門で争われました。コースは、大和なでしこスタジアムを発着および中継点とした周回コースで「地区対抗」と「一般A」が6区間32.546Km、「一般B」・「中学生」が5区間13.694Km。「ちびっ子の部」は、競技場内のトラックを利用した5区間1.6Km。大会には5部門合わせて187チーム、約1200人が参加しました。

大和支部は昨年続き、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団より依頼を受け、『スポーツ健康相談』を支部員4名で行いました。

駅伝大会での活動は2回目となり、去年の反省をもとに事前ミーティングをするなど準備に時間をかけ、手技やテーピングなどある程度アプローチ方法を統一することとしました。

当日はテントを張り、2畳ほどのマットとベッド3台を並べて、ブースを設営しました。

また選手の皆さんが「受付→施術→アンケート」とスムーズに利用して頂けるよう配置を工夫しました。

そしてレース前、選手にはアップの為のコンディショニングとして、ストレッチやエクササイズ、テーピングを実施しました。またレース後はリカバリーケアとして痛みや張り感、疲労感に対し、症状が軽減する様にストレッチやテーピングを貼りました。

38名に利用して頂き、多くの方がレース後の集中したため混雑したタイミングもありましたが、予約票を用意していたので、無駄に待たせることなくスムーズに対応することができました。



38名の利用者のうち35名にアンケート（無記名）をご協力いただきました。

施術を受けた感想を「非常に良かった」「良かった」「普通」「あまり良くなかった」「良くなかった」の5段階で評価してもらい。「非常に良かった」が29名「良かった」が6名と高評価をいただきました。

また、その他にもコメントを頂きましたので紹介いたします。

- ・とても親切で、優しい対応でした。スバラシイ！！ありがとうございました。
- ・細やかな部分まで聞いてくれた。また日常できるストレッチを教えてもらい良かった。
- ・今度教えてもらったことを意識してパフォーマンスの向上に繋がりたいです。
- ・レース前もレース後も助かりました。
- ・テーピングの貼方も教えてもらい、ありがとうございました。
- ・身体が楽になりました。
- ・丁寧に教えて頂き、よくわかりました。今度通ってみたいと思います。

以上のように良い意見をたくさん頂きましたが、来年はさらに良いブースとなるよう、頑張って参ります。



「何気に卑屈な面々と何かに怯える臆病な面々を笑い飛ばした」

川崎南支部 齋 藤 武 久

「どうせなら、皆に笑い飛ばして欲しかった。」☞「みんな、笑ってなんかないよ」☞「〇〇、今、あんた笑いながら言ってるじゃん」☞「だって思い出すだけで最高じゃん。〇〇たら。出席をとる時、山〇で最後のくせに、ア行の相〇の時、本人よりも先に「ハイ！！」って力強く返事したから、一瞬、教室の中がフリーズして、先生が「山〇と相〇、結婚したら、まずは先生に報告しなさい」、て云うから、教室中が大爆笑で、あんたと相〇は下向いて真っ赤になってるし、今思い出すだけで、最高。」

本日は、またまた賀詞なんか会で、帰宅ラッシュの京浜東北線に乗車。既に車内は何時もの夕刻の風景のように、何気に卑屈な面々と何かに怯える臆病な面々が混在している。こんな空気を吸い込むのは御免こうむりたいので、マスクをして、関内駅まで暫しの我慢、ガマン。ようやく中間地点の「東神奈川駅」に到着。あと、少し少しと、自らを叱咤激励。と、そこで、先程の女子高生二人が乗車し、いきなりの会話開始。聞きたくなかろうが、混雑した電車では左の耳から右の耳からステレオのように聞こえてくる。

☞「恥ずかしいから、もっと小さい声で言って」先程の会話も小さい声だったのか、ただタダ、ビックリ。「あん時、爆笑されたのはいいんだけど、あの時から帰るまで、皆、そのことには一切触れないし。」☞「当たり前だよ。〇〇が相〇のこと好きだなんて、誰も知らなかったし。それに、クラスの男たちが、昼休みに相〇に結婚おめでとうって、ひやかして云ったら、相〇がマジな顔で「嬉しかった」、と云ったもんだから。マジで引いたらしい。あんたは？」☞「嬉しいですよ。」☞「〇〇、本日の世界一の幸せ者！！！」と言いながら、話の途中で二人とも横浜駅で下車。

気が付けば、周りの卑屈な面々と何かに怯える臆病な面々にも、ホッコリした春に向かう暖かな風に包まれた。

久方ぶりの社会の無事。こんなにホッコリした気持ちになれる幾多の会話があればというところで、「むさいおやじ二人」が待つ関内駅に到着。

今夜の酒は、何であっても、美酒の予感。とりあえず、ハネムーンではなくスーパーブルーブラッドムーンに乾杯。

神奈川県柔道整復師会に入会して思うこと

相模支部 成 澤 充 邦

平成２８年３月に開業し、最初は他団体に属しておりました。

あるきっかけがあり、当会に入会をさせていただきました。以前は近所の整骨院はライバルであり、顔を合わせることはもちろん、話をする機会もありませんでした。

入会して一番驚いたことは、近所の先生たちととても仲が良いことです。お互い助け合い、協力しあうとても理想的な関係でした。また、新入会員である私に対してもみな親切にして下さり、気後れを感じる事が全くありませんでした。若い先生から熟練の先生まで、分け隔てなく付き合える相模支部はとても素晴らしいと思います。このような素敵な仲間がいる支部に入会できたことを大変うれしく思います。

また、事務局の方の対応も迅速で、とても頼もしく思っております。これからも安心して業務に打ち込むことができます。私は業界経験は長いのですが、基本をしっかりと教わったわけではなく、先輩先生の見様見真似でやってきたところも多く、入会して教えていただいた基本がとても役にたっております。本来は入会直後にこのような指導があってしかるべきなのでしょうが、保険指導も含め基本的な指導が蔑ろにされているのが現状です。以上の観点から神奈川県柔道整復師会、そして相模支部に出会えたことに感謝いたします。

相模支部に入会して

相模支部 齊 藤 徹 也

平成29年6月より地元相模原市にて開業し、同時に相模支部にも入会させていただき半年が経ちました。研修時代には他支部にて準会員としてお世話になっており、相模支部では面識のある先生方は数人ほど・・・やはり慣れていない環境には緊張するものです。初めて参加した支部会でご挨拶させていただき、多くの先生方に「分からないことがあったらいつでも連絡して！頑張ろう！」と声を掛けていただき、ほっとしたのを覚えています。その後、支部での行事にも参加し、お酒を飲みながら色々なお話を聞かせてもらい、少しずつ馴染めてきたかな？と思っております。まだまだ緊張はしておりますが・・・。

先日、初めての休日当番があり、どれくらい患者様が来るのかと思っていたところ2名の方から連絡があり（来院は1名）、大きな負傷ではありませんでしたが休日に病院以外に相談できる場があるというのは地域の方々にとっても安心感のあるものではないかこの活動の意義を再確認しました。

まだまだ至らない点も多くありますが先生方に指導を仰ぎ、神奈川県柔道整復師会、相模支部の一員として地域の皆様のお役に立てるよう努力してまいります。

介護サービス

小田原支部 山 本 裕 太

サービス業と言うと、飲食店やデパートなどが最初に思いつくと思いますが、介護業界もサービス業であり、「おもてなしの心遣い」を最も必要とする職種ではないだろうか。

病院に行く人にとって、医者の腕、看護師の知識や経験の多さなどで病院を決める事が多いでしょう。

わざわざ評判の悪い病院を選ぶ人は少ないです。

では介護サービスを受ける時は、利用する方は何に重点を置くのでしょうか。

介護福祉士やケアマネージャーなどの資格を持つスタッフがいるか、デイサービスでの内容は利用者様やご家族の意向にあっているのか、料金などがあります。

しかし、実際通う利用者様にとって、そこで受けるサービス「食事・排泄・入浴」といった三大介護だけを受ければ満足していただけるのでしょうか。

介護以外の部分でも十分なサービスを感じてもらってこそ「満足している」という評価へつながるのでしょう。

利用者様の体調の変化に気づく、週末あった楽しい話を聞く、今気になっている事に親身に耳を傾ける。

トイレに行きたいという動きにすばやく気づいてあげられる等、デイサービスにいる時間を有意義なものにさせていただく努力とおもてなしの心遣いが必要です。

介護の仕事は、利用者様の言っている事を理解してあげたい、

求めている事の手助けをしてあげたいという気持ちが最高のサービス提供につながり、「ありがとう」という最高の対価を利用者様から直接受け取る事ができるすばらしい仕事です。

究極のサービス業ともいえるでしょう。

サービス業を長く経験しているスタッフは自然と経験から「おもてなしの心遣い」が動作に出ます。

今後、介護を必要とする人が増加する一方で、介護する人材は不足したままでしょう。

サービス業しかした事がないからと言っている人こそ、そのサービス業で培ったノウハウを生かして、介護業界へ飛び込んで欲しいものです。世の中の介護業界のイメージを変えていく事が人材確保に必要な事ではないだろうか。





新入会員及び一般市民に対する 生涯学習講習会のレポート

横浜南支部 市 村 康 平

先日、新入会員生涯学習講習会へ参加させて頂きました。

大和支部の内藤先生の講義は、柔整師として重要な脱臼がテーマでした。

私の経験上、脱臼の整復の際に、患者さんのほとんどが痛みを伴っていました。

しかし、内藤先生の整復法では、ほとんど痛みを感じることなく整復が完了。

整復に際し、S T N RやA T N Rの原始反射の考えを利用したり、

緊張している筋肉一つひとつ丁寧にゆるめるための手技にP N Fを応用するなど

研究されていて、患者さんの負担を限りなく少なくとの考えが伝わってきます。

実技も、肩関節・肘関節・顎関節・ロッキングフィンガーと、多くの症例をご教授頂き、非常に勉強になりました。

最後に、今回の講習会の内容を生かすと同時に、内藤先生もおっしゃってましたように常に新しい知識や技術を勉強、研究し患者さんの痛み・不安を取り除けるよう日々の業務に邁進してまいります。



「繊細かつ無駄のない手技」

大和支部 山 田 大 樹

「繊細かつ無駄のない手技」

それが内藤先生の手技をご教授頂いた際にまず第1に私が感じた事です。

当日の内容は約1時間という時間の中、実技を中心に主に内藤先生の考案された「脱臼のびんぼうゆすり整復法」によるロッキングフィンガー、肘関節脱臼、顎関節脱臼、肩関節脱臼の整復法。運動生理学をふまえた反射運動のメカニズム。PNF療法の応用と、とても濃密な内容でした。

業界経験の浅い私にはまだまだご指導頂きたい事が多く、このような機会をまた頂きたいと強く感じました。

そう感じた理由は整復動作に派手な動きが無いにも関わらず、指先の感覚や熟練の感で損傷部の筋弛緩を感じ取り、最小限の力で整復を完了している様子を過去の治療映像や実技講習の中で見せて頂いたからです。そして愛護的である事で受傷者の体にかかる心理的、肉体的負担の軽減、整復動作による二次的損傷の予防、細部まで考えられていた手技でした。

こういった配慮は受傷者のみならず、昨今の些細な誤解や思い込みから裁判や批判に繋がってしまうといった風潮から我々柔道整復師の身を守る意味でもとても重要な事ではないかと感じました。これまで私の中で、「整復」という行為は「術者が受傷者に施す」という一方通行な考えがとても強かった様に思います。ですが内藤先生は講義の中で「あくまで我々柔道整復師は整復の手助けをするわけで、派手な整復動作よりも受傷者自身の自然治癒力（筋の弛緩による自動整復）を促す事の方が大切である」という様にお話頂きました。私の今までの考えを訂正して頂いた様に感じました。

今後、より一層精進して参ります。

内藤先生、助手の方々、お忙しい中大変貴重な経験をさせて頂きありがとうございました。また、会場をご用意して下さいました神奈川県柔道整復師会の諸先生方、事務の方々、ありがとうございました。



平成２９年度新入会員生涯学習講習会

相模支部 齊 藤 徹 也

平成３０年２月１０日に神奈川県柔道整復師会館で行われた平成２９年度新入会員生涯学習講習会に参加し、大和支部の内藤先生による～脱臼のびんぼうゆすり整復法について～という演題でご講演いただきました。

日常診療で骨折・脱臼をみる機会は多くはありませんが、教科書的な知識とはまた違った実際の臨床に基づいた整復法で実技を交えつつ指導していただきました。今回のびんぼうゆすり整復法は脱臼整復時にみられる患者様の苦痛を軽減できるということで整復時の動画も見せていただきましたが、ほとんど痛がる様子もなく整復が終わっていたことに驚きました。痛みをなるべく出さずに整復ができるというのは患者様にとっても有益なことなので今回の講習会は大変勉強になりました。先生方の経験や技術などを教えていただけるのは本当に有難いことなので日々の診療に活かしていけるよう努力を重ねて参りたいと思います。



びんぼうゆすり整復法の講義を受けて

相模支部 鈴木 悠 介

平成30年2月10日（土）神奈川県柔道整復師会館大会議室にて、大和支部、内藤接骨院の内藤晴義先生による脱臼のびんぼうゆすり整復法の講義が行われました。

今回の講義内容としては整復法の基礎的内容と実技をご教授頂きました。整復の基礎を改めて認識するとともに実技ではロッキングフィンガー、顎関節脱臼、肩関節脱臼の整復法をご教授頂きました。どれも臨床では多く見られるもので大変勉強になるものばかり出した。

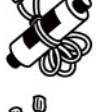
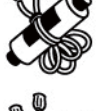
実技では内藤先生が実際に整復している動画を視させていただき驚かされました。どの整復動画も患者様の表情が痛みに顔をしかめる様子がほとんど無く、無痛で整復を終えられていました。

柔道整復師として今回ご教授頂いた事を臨床で行えるように日々精進し地域に貢献できるようになりたいと思います。

川 柳

平塚支部 石川 照 夫

飯想より 何より確か タンス金
対局の 話題はいつも 勝負めし
狭い店 ならば吸えます 防止法
正常も 家族信じぬ 脳検査
円満の 秘訣黙って 食べること



編集後記

広報部

2018年2月9日より平昌冬季五輪が始まり7競技、史上最多の102種目で17日間の熱き闘いが繰り広げられた。日本は13個（金4、銀5、銅4）のメダルを獲得。自国開催だった1998年長野大会の10個を上回り、史上最多となった。

今大会を通し、個人的に注目したのは何と言ってもフィギュアスケート男子の活躍。2014年ソチ五輪金メダリストの羽生結弦選手が金メダルを獲得。

この種目で66年ぶりの連覇を達成した。日本人選手が冬季五輪個人種目で連覇するのは初。宇野昌磨選手も銀メダルを獲得し、日本勢が同時に表彰台に上がるのは史上初となる快進撃を魅せた。

羽生選手は、昨年11月のNHK杯で公式練習中に転倒し右足側副靭帯損傷。ソチ五輪で金メダルを獲得したことやそれまでの実績から平昌五輪への切符を勝ち取りましたが五輪が公の試合3ヶ月ぶりとなり、まさに“ぶっつけ本番”状態であった。

この羽生選手の活躍を陰で支えていた神の手セラピストや祈祷班なる存在がある。ちなみに祈祷班とは、羽生選手の無事を願うファンたちのことを言うそうでもっともは、ツイッター上で自然発生的に誕生し話題になったそうです。そして今や、その輪は全国に広がり熱心なファンの方は、実際に神社まで足を運ぶことあるそうです。そしてもう一人、フィギュアスケート界で“ゴッドハンド”と呼ばれる存在が挙げられている。

施術を通して、心と体の両面から改善していく。選手が怪我をしないようにするだけでなく、最大のパフォーマンスを出せるコンディションにしていくこと。我々も世界に誇れる柔道整復師として日常の施術、各地域、各団体等でのトレーナー的な活動や、2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピックに向け、選手が最高のパフォーマンスが出来るよう陰で支えられる環境づくりや“ゴッドハンド”なる存在になれるよう日々精進していきたいと思う。

表紙説明

「ハナショウブ花がら摘み」 二宮町せせらぎ公園にて

豊かな自然あふれるせせらぎ公園では、木道からハナショウブやアジサイなどを見ながら散策を楽しむことができます。6月上旬、約1万株のハナショウブが見ごろを迎えます。早乙女娘の花がら摘み（期間限定）は、初夏の二宮町の風物詩の一つに数えられる。

ハナショウブは、「かながわ花の名所100選」の一つ

場所：中郡二宮町一色345

開園時間：午前8時30分から午後5時（入園は午後4時30分まで）

交通：JR東海道線二宮駅北口下車「秦野駅行き」または「二宮団地行き」バス利用（約7分）

バス停「団地中央」下車徒歩10分

公園専用の駐車場はありませんが、ザ・ビッグ二宮店さんのご厚意で1階屋外駐車場として利用できますが、駐車スペースに限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。

小田原支部 山階裕介

平成30年3月31日

発行人 公益社団法人神奈川県柔道整復師会
会 長 牧 野 吉 一
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-23-11
TEL 045-473-0735 (代)
FAX 045-474-0628 (専)
<http://www.sekkotu-kanagawa.com>

編集人 広報部長 田 澤 裕 二

印刷所 有 限 会 社 吉 岡 印 刷
〒232-0061 横浜市南区大岡3-4-8
TEL 045-741-3452
FAX 045-712-6823

